

# 平成29年度 第4回香取市農業委員会総会議事録

平成29年7月5日

7月5日(水)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第4 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について  
日程第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第6 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第7 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について  
日程第8 報告第4号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について  
日程第9 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は17名で、その氏名は下記のとおり

- |     |         |     |           |
|-----|---------|-----|-----------|
| 1番  | 松 枝 和 夫 | 2番  | 越 川 定 勝   |
| 3番  | 富 澤 克 彦 | 4番  | 寺 島 美 幸   |
| 5番  | 飯 森 孝   | 6番  | 片 野 壽 夫   |
| 7番  | 海 老 澤 武 | 8番  | 高 松 多 可 史 |
| 9番  | 鵜 澤 幹 司 | 10番 | 林 藤 江     |
| 11番 | 菅 谷 樹 雄 | 12番 | 内 山 勝 己   |
| 13番 | 篠 塚 正 悟 | 16番 | 高 木 重 樹   |
| 17番 | 伊 藤 寛   | 18番 | 栗 林 利 男   |
| 19番 | 大 堀 潔   |     |           |

1. 欠席委員2名、その氏名は下記のとおり

- |     |         |     |           |
|-----|---------|-----|-----------|
| 14番 | 高 木 甚 一 | 15番 | 伊 藤 は つ 子 |
|-----|---------|-----|-----------|

1. 事務局職員出席者

事務局長	篠	塚	和	広	管理班長	高	岡	晃
農地班長	越	川	泰	克	主 査	滑	川	典 文
主任主事	佐々木	卓	也					

開会 午後 2時51分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は17名です。

欠席委員は14番 高木甚一委員、15番 伊藤はつ子委員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成29年度第4回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、1番 松枝和夫委員、11番 菅谷樹雄委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成29年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから3ページで、整理番号は取下げしました6番を除く1番から7番です。

整理番号1番、2番、3番、4番は、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により、整理番号5番は譲受人が農業経営規模拡大を図るため、贈与により所有権移転を受けるものであります。

整理番号7番、譲渡人が高齢なため、農業後継者に贈与するものであります。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 去る、6月27日、火曜日、午後1時30分より市役所301会議室に於いて、第3班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は6件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、8番 高松委員。

8番高松委員 整理番号1番および2番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

山田推進委員と連絡取りまして、同じ集落で場所がよく分かっているもので一緒に現場に行っております。

この申請は、譲受人が新築予定の自宅前の農地を取得し耕作したい意向があり、譲渡人と

売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は新築予定地の自宅前となることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に整理番号3番について、9番 鵜澤委員。

9番鵜澤委員 それでは、整理番号3番につきまして、小倉推進委員と現地調査を行いましたので結果をご説明いたします。

この申請は、譲渡人は高齢で、市外在住、香取市内には本申請地1筆のみの所有であるため、農地を処分したい意向があり、譲受人は経営の安定を図るため、農地の売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。なお、申請者2名は親戚関係でもあります。

申請地は、従前より植木栽培が行われてきましたが、譲受人において耕作可能な農地への整備を計画しており、所有権移転後は農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号4番について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号4番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接している農地を取得し耕作したい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

申請地は自作地との一体化により、農地利用の向上が図られることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号5番について、14番 高木甚一委員ですが本日欠席しておりますので、事務局に意見書の朗読をお願いいたします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人の自宅前にある、育苗作業に利便な農地を贈与にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものであります。

また、譲渡人は高齢のため農業経営の規模縮小のため農地を処分したい意向があります。

これらのことから、所得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番について、18番 栗林委員。

18番栗林委員 整理番号7番について、昭和町地先の農地については私が調査し、堀之内地先の農地については伊藤委員が現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父親から子に農地を贈与により譲り渡すものです。

父親は高齢のため農地を子に譲り、後継者である子が自作地として農業経営を行うものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成29年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
議案の概要を説明します。

ページは、4ページから7ページで、整理番号は1番から9番です。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域で第3種農地に該当します。

整理番号2番、転用目的は宅地分譲用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第1種中高層住居専用地域で第3種農地に該当します。

なお、土地改良区受益地のため、黒部川左岸土地改良区の転用同意を得ており、他法令関係では香取市の埋立条例および宅地開発指導要綱が該当し、それぞれ担当課へ申請済みであります。

整理番号3番、転用目的は宅地分譲用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域で第3種農地に該当します。

整理番号4番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域で第3種農地に該当します。

整理番号5番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は第1種農地ではありますが、不許可例外事由Iの住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号6番および7番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地に該当します。

整理番号8番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は地上権設定です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地に該当します。

なお、本件は事前の現地調査で太陽光発電関係の部材が搬入済みの状態であったことから、厳重に注意のうえ始末書の添付を求めました。

整理番号9番、転用目的は資材置場用地で、権利の内容は賃借権設定です。

農地区分は第1種農地ではありますが、不許可例外事由Iの集落接続に該当します。

以上、9件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 高木重樹委員。



近隣に〇〇や〇〇等があり、住環境に優れた土地であるため、宅地分譲する計画です。

上水道は、前面道路より引き込み、雨水については、前面道路の用水路へ放流、汚水雑排水は公共下水道へ放流する計画です。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画についても適切であると思われます。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 整理番号3番、4番の2件について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号3番、4番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、整理番号3番でございます。〇〇〇〇を右手に見て〇〇〇〇へ向かう道路を〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇付近の〇〇から約〇〇メートル先を右折し、約〇〇メートルほど進んだ先に〇〇〇〇〇〇〇〇があり、その隣接地になります。

譲受人は、〇〇〇〇を営んでおります。申請地は、休耕地であり、〇〇や〇〇〇〇が近く、需要が多く見込めるため、宅地分譲する計画です。

上水道は、市水道を利用し、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は公共下水道へ接続することです。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画についても適切であると思われます。

続きまして、整理番号4番になります。

場所は、〇〇〇を左に見てその先の信号を右折し約〇〇メートル位進んだ後、左折し約〇メートル先になります。方向的には家の建つ所の裏手になります。

譲受人は、現在アパートで生活しており、子の成長に伴い住家が手狭になったため、住環境が良い申請地へ専用住宅を建築する計画です。

用水は市水道を利用し、雨水については浸透枮を設け、宅内処理とし、汚水・雑排水については、公共下水道に放流することです。

また、資金計画についても適切であると思われます。

以上、2件の申請は、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査結果を終わります。

議長 長 整理番号5番について、8番 高松委員。

8番高松委員 整理番号5番について、山田推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇から〇方面に向かいまして、〇〇〇〇〇の〇〇があります。その手前





◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成29年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成29年度第4次農用地利用集積計画1番から12番での申請であります。議案書の8ページから12ページです。

所有権移転が3件、すべて田で5,772㎡。

次に、使用貸借権設定の新規が1件、畑で2,500㎡。

次に、賃借権設定の新規が3件、14,727㎡、このうち田が8,780㎡、畑が5,947㎡です。

次に、賃借権設定の再設定が4件、すべて田で、11,802㎡です。

次に、農地中間管理事業分について、使用貸借権設定の新規1件、畑で705㎡です。

以上、12件の第4次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成29年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書は13ページで1件です。

使用貸借権設定の新規が1件、畑で705㎡です。

以上、1件の農用地利用配分計画については、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第6 報告第1号から報告第5号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成29年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は4件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積

計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成29年7月5日提出、香取市農業委員会  
会長 伊藤 寛。

通知は3件であります。

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり  
農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成29年  
7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件であります。

報告第4号 農地または採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出に  
ついて。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。平成29年7  
月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件であります。

報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農  
地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成29年7月5日提出、香  
取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件であります。

以上、報告いたします。

---

#### ◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対  
しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時28分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人